

# 「相続」について

## 1. 相続について考える ～大変な相続手続き～

**1** いつまでに考えないといけないの? ➡ P5.6

**2** 何をしなければならないの? ➡ P7.8

**3** 相続手続きが **大変な** そのわけは? ➡ P9~12

**相続は家族にとって大切な問題です。**  
元気なうちから考えて準備しておくことをお勧めします。

### **留意点** 期限内に遺産分割が確定しない場合

➡ 相続税の算出時に特例※などが適用されないことがあります。

※「配偶者の税額の軽減」や「小規模宅地等の特例」(P34を参照)等

➡ 遺産が、相続人全員の共有のままでは、**困った事態**(P4)が生じて  
しまいます。

## 相続が発生すれば、財産はどうなる？

亡くなられた方の財産（死亡保険金や遺言記載の財産は除く）は、相続人全員の共有財産となります。

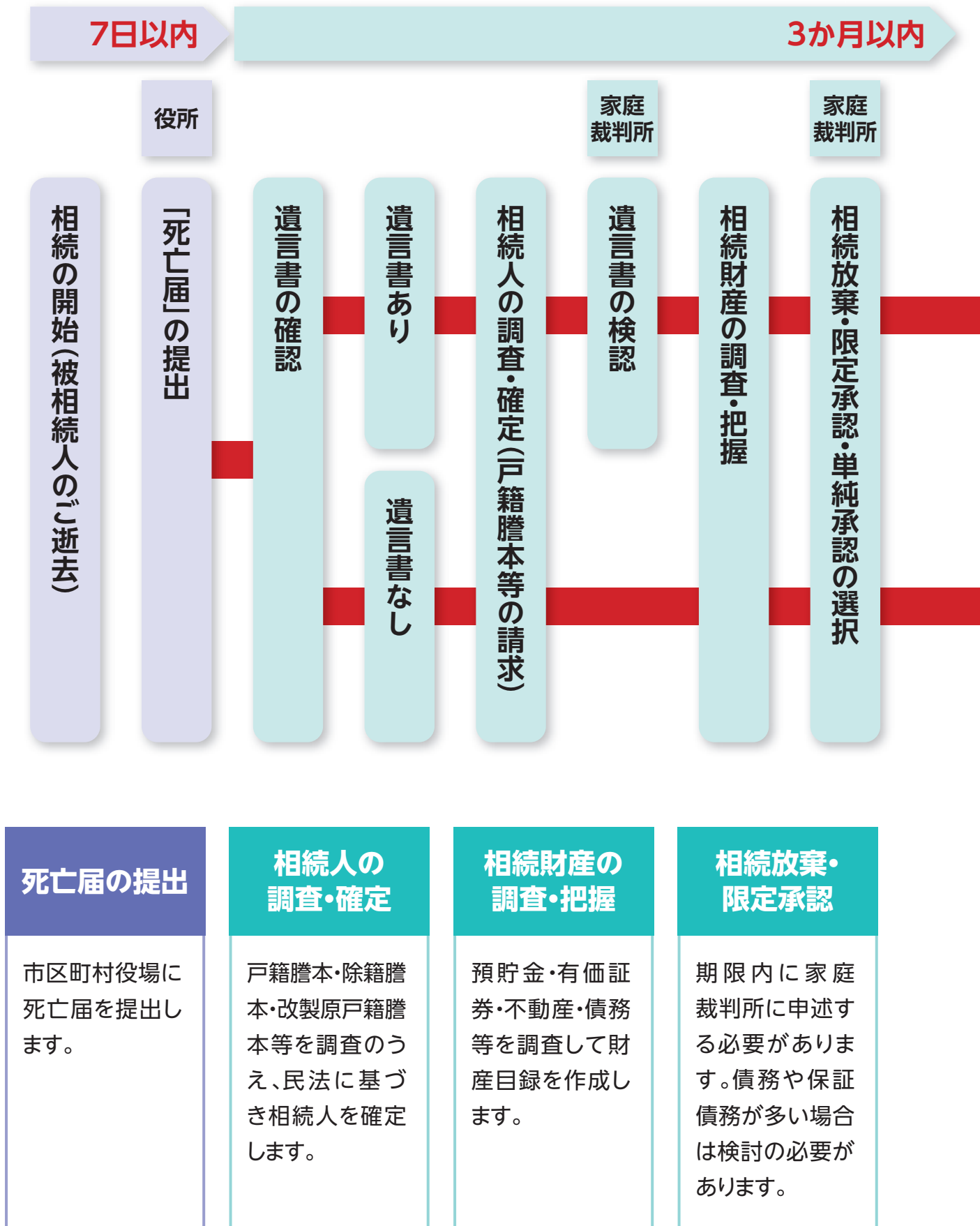
相続手続きが完了するまでは、たとえば下記のような**事態**が生じてしまいます。

<b>預貯金</b>	<b>入出金や解約はできなくなります。</b> 公共料金や税金、クレジット等の口座振替が停止されるため、引落口座のご契約変更手続きが必要となります。
<b>投資信託・外貨・株式</b>	<b>解約はできなくなります。</b> 相続手続きが完了するまでの間に、価額が変動する可能性があります。
<b>不動産</b>	<b>賃貸や売却にはすべての相続人の同意が必要</b> となります。
<b>家賃収入</b>	銀行口座の入出金が停止されるため、 <b>家賃の入金指定口座の変更手続きが必要</b> となります。
<b>借入金</b>	債務承認や返済に、 <b>相続人全員の応諾や金融機関の承認手続きが必要</b> となります。
<b>事業用資産</b>	亡くなられた方が個人事業主の場合、 <b>商品等すべての事業用資産が相続人全員の共有となるため、事業に支障をきたす恐れ</b> があります。
<b>車・会員権</b>	相続人名義に変更するまでは、自動車は原則的に <b>売却等ができなくなります。</b> ゴルフ会員権やリゾート会員権も同様です。
<b>貸金庫</b>	貸金庫の <b>開扉はできなくなります。</b> 開扉、収納物の受取等については、相続関係者全員による手続きが必要となります。



手間や時間のかかる**手続きが多い**ので、早めに対応することが求められます。

## 2. 相続手続きの流れ・スケジュール



## 相続手続きには期限があります

4か月以内

10か月以内

税務署

税務署

被相続人の所得税の申告・納付(準確定申告)

遺産分割協議

成立

遺産分割協議書の作成

不成立

家庭裁判所の調停・審判

遺産分割手続

相続税の申告・納付

### 所得税の申告・納付

「年金や不動産所得等」があり、確定申告をする義務がある人は4か月以内に申告の必要があります。

### 遺産分割協議

遺言書がない場合は、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。

### 相続財産の換金・名義変更

各金融機関等への所定の手続きや、相続登記の法務局への申請により、換金・名義変更を行います。

### 相続税の申告・納付

10か月以内に申告・納付します。延納・物納を申請する場合があります。

### 3. 主な相続手続き一覧・財産の種類別の必要書類と評価方法

#### ● 相続発生時の届出等

	手続きの種類	手続きの窓口	期 限
届出	死亡届・埋火葬許可申請書の提出	市区町村役場	死亡の事実を知った日から <b>7日以内</b>
	埋火葬	寺院、斎場、墓地等	火葬・埋葬の <b>当日まで</b>
請求	未支給年金の請求	市区町村役場または年金事務所	死亡の日から <b>5年以内</b>
	遺族厚生年金の請求(厚生年金)	年金事務所 または街角の年金相談センター	死亡した日の翌日から <b>5年</b> を経過すると時効により消滅
	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求(国民年金)	亡くなった方が、 国民年金第1号被保険者:市区町村役場 国民年金第3号被保険者:年金事務所 または街角の年金相談センター	死亡した日の翌日から <b>5年</b> を経過すると時効により消滅(死亡一時金は <b>2年</b> )
	遺族補償年金等の請求(労災保険)	労働基準監督署	死亡した日の翌日から <b>5年</b> を経過すると時効により消滅
	埋葬費等の請求(健康保険)	勤務先の健康保険組合 または年金事務所等	死亡した日の翌日または埋葬を行った日の翌日から <b>2年</b> 以内
	葬祭費の請求(国民健康保険等)	市区町村役場	埋葬を行った日の翌日から <b>2年</b> 以内
	葬祭料の請求(労災保険)	労働基準監督署	死亡した日の翌日から <b>2年</b> を経過すると時効により消滅
	保険金の請求(生命保険)	保険会社	死亡した日の翌日から <b>3年</b> (かんぽ生命は <b>5年</b> )を経過すると時効により消滅

#### ● 名義変更手続き等

	手続きの種類	手続きの窓口	期 限
名義変更	不動産	不動産所在地の法務局・登記所	<b>遺産分割後、速やかに</b>
	借地・借家	地主・家主	<b>契約の相手方にお問い合わせください</b>
	預貯金の口座	銀行・ゆうちょ銀行等	<b>遺産分割後、速やかに</b>
	株式・債券	証券会社	遺産分割後、速やかに
	自動車	陸運局・支局	速やかに
	電話加入権・電話	電話・携帯電話会社	速やかに
	公共料金	電力会社・ガス会社・水道局・NHK	速やかに
	会員権等	所属ゴルフ場等	各ゴルフ場等にお問い合わせください
納税	所得税の準確定申告	税務署	1月1日から死亡した日までに確定した所得金額について、相続の開始があったことを知った日の翌日から <b>4か月以内</b>
	相続税の申告	税務署	死亡したことを知った日の翌日から <b>10か月以内</b>

## ●財産の種類別の必要書類と評価方法(例)

財産の種類		必要書類(例)	評価方法(概略)
現金			手許保有額
預貯金	預貯金	・残高証明書・預金証書 ・通帳	普通預貯金:預入残高 定期預貯金:預入元本+(既経過利息-源泉徴収税)
有価証券	上場株式	・株式財産証明書 または証券会社の 保護預り残高表	下記のうち最も低い価額で評価 ・相続発生日の終値 ・相続発生日の終値の月平均 ・相続発生日の前月の終値の月平均 ・相続発生日の前々月の終値の月平均
	公社債	・残高証明書	市場価額や発行価額をもとに評価
	投資信託等	・残高証明書	基準価額をもとに評価
	非上場株式	・発行会社の過去3年間の 決算書、法人税の申告書 ・株主名簿	会社の利益・配当・純資産価額、医療法人は利益・純 資産価額により計算し評価
生命保険金	生命保険金	・保険会社の支払通知書	死亡保険金-(500万円×法定相続人の数)
死亡退職金	死亡退職金	・退職手当金の支払調書 ・勤務会社からの最終給与明細	死亡退職金-(500万円×法定相続人の数)
不動産	土地 ※(小規模宅地等の 特例を適用の 場合は減額)	・登記事項証明書 ・公図・地形図または実測図 ・固定資産税評価証明書 ・土地賃貸借契約書 (貸付地の場合) ・路線価図または評価倍率	宅地の場合 自用地:路線価×地積 貸家地:路線価×地積×(1-借地権割合) 貸家建付地:路線価×地積×(1-借地権割合×借家権 割合×賃貸割合) ※上記以外にも倍率方式による評価方法があります。
	借地権 ※(小規模宅地等の 特例を適用の 場合は減額)	・土地賃貸借契約書	自用地としての価額×借地権割合
	家屋	・登記事項証明書 ・固定資産税評価証明書 ・建物賃貸借契約書(貸家の場合)	自用:固定資産税評価額 貸家用:固定資産税評価額×(1-借家権割合×賃貸割合)
その他	家庭用動産		時価
	ゴルフ会員権	・各財産の明細	取引相場×70%
	その他財産		書画、骨董品、貴金属は時価
債務等	借入金	・借用証書・借入金明細	債務残高
	葬式費用	・葬儀関係費用領収書 ・葬儀費用出納帳	支払金額

## ※特に早めの着手が必要なケース

相続人に認知症の方や未成年者がいる場合	相続手続きや遺産分割協議前に家庭裁判所で所定の手続きが必要です。
株等の時価変動が著しい財産がある場合	換金のタイミングを逃さないためにも早めの着手が必要です。
借入金がある場合	銀行等に対し、債務の承継手続きが必要です。(相続人全員の実印・印鑑証明等が必要)
自筆遺言がある場合や、部分的な遺言しかない場合	遺言で書き漏れている財産は、相続人全員の協力(遺産分割協議を行い、遺産分割協議書に署名捺印)が必要です。
賃貸不動産がある場合	死亡した日の翌日から分割協議成立までの賃料は各相続人に法定相続分に応じて帰属するので賃料取得の協議が難航するケースも。
以前に亡くなっている方の名義の不動産がある場合	以前に亡くなっている方の相続人の実印が必要となるケースが多くみられます。